

税理士法第8条第1項第10号に規定する研修の指定の公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第8条第1項第10号に規定する研修を昭和57年6月16日次のとおり指定したから、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第2条の3の規定により公告する。

昭和57年6月24日

税理士審査会会長 木下 和夫

財務省組織令（平成12年政令第250号）第95条に規定する税務大学校（中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）による廃止前の大蔵省組織令（昭和27年政令第386号）第139条第2号及び国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和58年法律第78号）による改正前の大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第40条第1項に規定する税務大学校並びに大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭和39年法律第105号）による改正前の大蔵省設置法第40条第1項及び大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭和27年法律第269号）による改正前の大蔵省設置法第34条第1項に規定する税務講習所を含む。）における次に掲げる研修

- 一 財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）第432条第1号に規定する「本科（中央省庁等改革のための財務省関係大蔵省令の整備等に関する省令（平成12年大蔵省令第69号）による廃止前の大蔵省組織規程（昭和24年大蔵省令第37号）第107条第1項に規定する「本科」並びに大蔵省組織規程の一部を改正する省令（昭和39年大蔵省令第37号）による改正前の大蔵省組織規程第107条第1項及び大蔵省組織規程の一部を改正する省令（昭和27年大蔵省令第110号）による改正前の大蔵省組織規程第108条第1項に規定する「高等科」を含む。）」
- 二 財務省組織規則第432条第1号に規定する「専科（中央省庁等改革のための財務省関係大蔵省令の整備等に関する省令による廃止前の大蔵省組織規程第107条第1項に規定する「専科」及び大蔵省組織規程の一部を改正する省令（昭和50年大蔵省令第30号）による改正前の大蔵省組織規程第107条第2項の規定に基づく「専門官研修」を含む。）」
- 三 財務省組織規則第430条第4号の規定に基づく「通信研修会計学（中央省庁等改革のための財務省関係大蔵省令の整備等に関する省令による廃止前の大蔵省組織規程第107条第2項の規定に基づく「通信研修会計学」、大蔵省組織規程の一部を改正する省令（昭和39年大蔵省令第37号）による改正前の大蔵省組織規程第107条第2項の規定に基づく「通信教育科会計学」及び大蔵省組織規程の一部を改正する省令（昭和27年大蔵省令第110号）による改正前の大蔵省組織規程第108条第2項の規定に基づく「通信教育科上級簿記会計学」を含む。）」